

特記仕様書

業務名称 東江海岸ゴミ回収・分別・処分業務

期間 契約日の翌日 ～ 令和 9 年 3 月 25 日 (30回)

業務概要 ゴミ回収・分別・処分業務 1式

(目的) 本業務は、第2条に規程する業務を委託し、もって東江海岸を適性に管理することを目的とする。

(委託内容)

第1条 本特記仕様書は、東江海岸ゴミ回収・分別・処分業務委託に適用する。

第2条 本業務は、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 清掃内容は、ごみの収集・分別及び処分作業とする。
- (2) 産業廃棄物等は、委託業務対象外とする。
- (3) 清掃は、3人以上で行うこととする。
- (4) 清掃日は、以下のとおりとし、年間30回とする。
5～6、10～3月：隔週1回
7～9月：毎週1回

第3条 受託者は、四半期毎に実績報告書（様式1）、委託料請求書（様式2）及び参加記録簿（様式3）を次四半期の開始する月の15日までに提出するものとする。
ただし、4/四半期は履行期間内に提出するものとする。

第4条 県は、委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第5条 本仕様書に疑義が生じた場合及び本仕様書に特別の定めのない事項については、双方協議の上、これを定めることができるものとする。